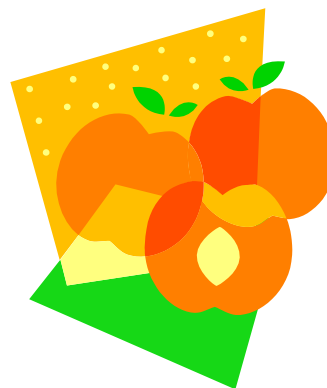


## 兼業農家の新たなライフスタイル

### 定年チェンジ・ファーマー



「定年帰農者」という言葉は、農業関係者の間ではよく使われています。

その意味は、農村出身者が定年後に故郷に戻り農業に従事する。または、出身地を問わず定年退職者が農村に移住し、農業に従事するということです。

南足柄市では、08年10月1日に施行した「南足柄市新規就農基準」により自立できる農家の育成を行っています。さらに、09年9月1日には、定年後農業がしたい人などを対象にした「市民農業者制度」を施行させ、農家以外の多様な担い手の確保に努めています。

農家は、専業農家と兼業農家に大別され、10年農林業センサスの専業別農家数（\*販売農家）によると、販売農家総数1632千戸のうち専業農家452千戸、第1種兼業農家225千戸、第2種兼業農家955千戸が報告されています。それらの構成比率は専業農家27.7%、第1種兼業農家13.8%、第2種兼業農家58.5%です。専業農家率は30%に満たない状況であり、さらに\*自給的農家897千戸を加えると構成比率は20%を切ってしまいます。

言い換えると80%以上が農業以外の何らかの職業を持った兼業農家といえます。

「南足柄市新規就農基準」や「市民農業者制度」による農業参入システムを活用し、11年4月現在、新規就農者は6名、市民農業者1名が農業をスタートしていますが、日本の農業を担う存在になるには、まだまだ相当な年月を要することと考えます。

そこで、80%以上を占める自給的農家を含めた兼業農家の継続・育成を図りつつ、安定した担い手の確保を目指す兼業農家の新たなライフスタイルを提案します。

農業の継承を定年後（55歳から60歳）と家族間で予め決めておき、親から子へ、子から孫へと農業を継承させるビジョンで、その名称を「定年チェンジ・ファーマー」とします。

定年までは会社などに勤務し、定年後の安定した経済基盤を厚生年金や共済年金、退職金などで準備することができるサラリーマン生活を送ります。そして、農業の継承を定年後と予め決めた人生設計を意識することにより、定年後に向けた農業技術の習得や地域のコミュニティとの関わり方などを積極的に学ぶ姿勢が醸成されると考えます。

例えば、休日には、トラクターに乗り、草刈り機を使うという農業に従事する生活を送る中で、地域の風習や祭りなどの行事にも自然と関心を持つようになるでしょう。

このように定年後を見据えた生活習慣がスムーズな農業継承に繋がると考えます。「定年チェンジ・ファーマー」は、「定年帰農者」のように単に定年後、農業をするという漠然的な就農形態と違い、親から子へ、子から孫へと継承される就農形態であり、自給的農家を含めた兼業農家の継続・育成に寄与できるものと考えます。シルバー世代が日本の農業の一翼を担う「定年チェンジ・ファーマー」こそ、発想の転換であり、大きな可能性を秘めた農業施策の試行ともいえます。

「定年チェンジ・ファーマー」が農業関係者に広まることを期待します。



\*販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家

\*自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

2011年4月

南足柄市農業委員会事務局長

古屋 富雄